

第 32 回食品表示部会

日時：2004 年 5 月 10 日（月）～2004 年 5 月 14 日（金）

場所：モントリオール（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格案における表示事項の検討
4	健康と栄養強調表示の使用に関するガイドライン案（ステップ 7）
5	有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン（許可物質の改訂案）
6	遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来の食品及び食品成分の表示： a) 包装食品の表示に関する一般規格の修正案（遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来の食品の表示に関する勧告案）：定義（ステップ 7） b) 遺伝子組換え／遺伝子操作技術由来の食品及び食品成分の表示に関するガイドライン案：表示規定（ステップ 4）
7	包装食品表示に関する一般規格の修正案：原材料の量的表示
8	原産国表示に関する検討
9	表示とトレイサビリティ／プロダクト・トレイシングに関する検討
10	紛らわしい表示に関する討議資料
11	その他の事項、今後の作業及び次回会合の日程と場所
12	報告書の採択

コーデックス表示部会 WG 結果概要

H15 年 10 月 28 日～30 日

於：カルガリー（カナダ）

- 1 事務局（カナダ）の準備した討議文書に基づき、GM 食品表示ガイドラインの議論の促進に関し、議論が行われた。
- 2 現行の GMO 表示ガイドライン案を、健康・食品安全に関する表示と製造方法の表示に分割するとのカナダ提案に関しては、
 - ① 安全でないものは安全性審査により排除されていること、
 - ② 安全・健康に関する表示は、既に食品表示の一般規格に盛り込まれていること（同規格 4.2.2 バイテク食品のアレルゲン表示）
 - ③ 表示は、消費者への情報提供という機能が重要であること等から、健康・安全という切口で分割することに対しては多くの国から反対が表明され、一本の文書とすることが合意された。
- 3 一方、表示の適用範囲に関しては、用途、構成等が変化した場合の義務表示については各国とも異論がなかった。一方、消費者の関心に応えて「遺伝子組換え」等と製造方法の表示を行うことについては、各国の消費者の関心の程度や各国の制度に差があることが改めて認識され、ガイドラインの議論を促進する観点から、このような実情を踏まえて、「選択的表示(Optional labeling)」として、各国が選択できることをガイドライン中に明確に示すこととされた。